

議第81号に対する賛成討論

公明党京都市会議員団は議第81号京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について「賛成」との態度を表明しておりますので、会派を代表し討論を行います。

まず、令和2年度末に適用期限を迎える法人税割の超過課税の延長については、コロナ禍で地域経済も一層厳しさを増す中にあっても引続き「京都の産業振興及び社会基盤の整備等のために地域貢献していく」との京都経済界の深いご理解を頂いていることから賛成するものです。

その上でその用途については新型コロナウイルス感染症による現下の社会経済への影響の大きさを考慮しコロナ対策に戦略かつ重点的に財源を振り向けていただくよう求めておきます。

また令和3年度から適用する個人市民税の基礎控除の10万円引き上げに伴う所得要件の見直しと、減免対象へのひとり親の追加については、働き方改革及びひとり親家庭に対する公平な税制を実現する観点から行われた国の税制改正に伴い減免基準を改定するものであり、その主旨を踏まえ賛成するものです。

一方、所得割失格者等の減免制度の廃止については、特に対象者約4万人の福祉サービスへの影響が大きいことから私共は制度廃止に至った税制度上における政策判断の妥当性だけでなく、影響する福祉事業への対策との一体的な議論が不可欠との認識のもとに、慎重な姿勢で審議に臨んだ次第です。

10月20日の委員会では、制度廃止の根拠と福祉サービスや本市財政への影響、また経過措置に関する課題と必要財源確保の見通し、さらには経過措置の制度設計を検討するための体制等について質疑を行い、議論を深めたところですが、しかし残念ながら影響を受ける57の福祉事業の実人数や影響額等も推計値で、その時点では課税情報に基づく正確なデータが把握できないことから、経過措置の具体的な中身や今後の詳細な検討スケジュールも見通せる状況にはありませんでした。

そこで、議員団として継続審議を求め更に検討スケジュールの進行管理、経過措置適用の判定基準の明確化、必要財源の確保、個別通知のあり方等について質疑を行う中で、多岐にわたる疑問点を明らかにしてまいりました。私共は、こうした議論の経過を経て、独自減免の制度廃止に至った政策判断の妥当性について総合的な観点から検証し、「賛成」との態度を表明するに至った次第です。

今回、33年ぶりに議案が継続審議とされたことは、通年議会を制度化した京都市会としても議会の権能を発揮し機動的な対応を可能とただけでなく、徹底して議論を行う中で論点整理

ができ最終的な合意を形成することにもつながり、京都市会として賢明な判断であったと確信しております。

さて、私達が市独自の減免制度を廃止することに賛成する第 1 の理由は、今回の制度見直しによりこれまで長年の課題であった本市の市税制度の是正が図られ、地方税法の主旨を踏まえた公平公正な制度として再構築されるからです。

所得割失格者等の減免制度は、昭和 26 年創設後しばらくは、生活困窮者への国の制度がない中、救済措置としてその意義を有しているものでした。しかし、低所得者層の負担を考慮し生活保護基準額程度の所得の方を非課税にする制度として、昭和 51 年に均等割減免が、さらに昭和 56 年に所得割減免が国の制度として創設されて以降は、制度存続の今日的意義は極めて薄れており、税制度上から鑑みて独自条例減免の廃止は、いつかは決断しなければならない課題であったと考えます。

この点については、平成 14 年以降、税制研究会をはじめ包括外部監査人等の有識者からも再三にわたり指摘されてきたところです。また一方で令和元年度から施行されている「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」によって、すでに本市にも森林環境譲与税として配分され、令和 6 年度からは森林環境税が住民税の均等割に課税されることが確定している中で、その時点で京都市のみの減免制度が未だ存続していることは、他都市と比較して税法上特異な都市として今後大きな課題を抱えることにもなりかねません。

このように条例よりも優先する国の地方税法や森林環境税に対する市税のあり方、税の公平性の観点から考えても、制度廃止はやむを得ないものであり、速やかに制度の是正を図り公平公正な市税制度として再構築すべきと考えます。

賛成する第 2 の理由は、減免廃止により影響を受ける福祉サービス利用者への配慮として経過措置決定のための検討チームを設置し制度構築に向けた今後の取組むべき事項と検討スケジュールを明確にされたからです。

10 月 20 日の委員会では検討チームの設置と検討経過の見える化の必要性について求めたところ、行財政局と福祉関係局連携の「検討会議」を設置して検討及び判定、検証していくことが明らかになりました。また、11 月 9 日の委員会では、個人情報保護審査会の審査を経た上で、正確な課税情報をもとにした個別の現状調査に基づく経過措置の具体的内容と、その必要財源の確保策について更に検討検証を行い、令和 4 年度には具体的な経過措置を決定されることが明らかにされたことで、制度構築に向けた土台と骨格が一定出来上がったものと考えます。

特に正確な情報分析のもとに福祉サービスの経過措置の適用範囲を決定する際には、明確な「判定基準」のもとで適正に判定していくことを私どもの指摘によって明らかに示されたことは評価できるものです。

賛成する第 3 の理由は、経過措置の内容を決定する上での課題解決の道筋と厳しい財政状況ではあっても、経過措置のための必要財源については最優先して確保していくことが確認さ

れたからです。

現状では保険制度のサービスについては経過措置にはなじまないとして適用対象外となる利用者が相当数生まれ、中でも急激な負担増となる高齢者の生活への影響が懸念されることを指摘したところ、「経過措置の基本的な考え方」に固執することなく「柔軟に対応する」とともに、既存制度の枠内外での支援の仕組みを検討すると表明されたことで、「くらしといのちを守るための経過措置」として実施されることが期待できるものとなりました。

また多くの委員から、コロナ禍によって今後次元の異なる厳しい財政難に直面する中で、今回の減免制度廃止は福祉切り捨てとなるのではないかとの懸念の声も投げかけられましたが、理事者から「あらゆる手法あらゆる手段を講じて、必要な人に、必要なサービスを確実に提供する」との対応方針のもとにその必要財源を確保することも示されたところでした。

これら3つの賛成理由に、さらに付け加えるならば、条例改正の提案時期についてです。「コロナ禍のこんな時になぜ提案するのか」「もっと以前から準備できたのではないかと」、改正案の提案時期について各委員からも疑問が投げかけられました。

しかし現実を直視すれば、令和3年度からの条例規定整備や超過課税の5年間延長実施、また令和6年度からの森林環境税の課税実施、制度廃止に伴う個別通知期間の確保等、市税を取り巻く課題を総合的に判断すれば、条例改正の決断は「今しかないのではないかと」考えます。

今後は、本日の議決を踏まえ条例改正に係る各事項、とりわけ経過措置については、検討会議の下で、令和4年度の経過措置の決定に向けてあらゆる課題を抽出し分析しながら最良の制度設計となるよう全力で取り組み令和6年度からの円滑実施を強く求めるものです。

特に、個別通知の際には、「所得割失格者」という用語をそのまま使用しない等の配慮や個人情報取り扱いに注意するとともに、加えて減免制度廃止により影響を受けるすべての対象者に対して、個別の生活実態に即して、区役所やサービス利用施設での相談対応や、他の支援策の検討等きめ細かく丁寧に対応していただくよう併せて求めておきます。

最後に、今回33年ぶりの継続審議となった中で、議会への報告のあり方と検討項目達成の実行性についての課題も浮き彫りになったと考えます。

減免制度の廃止が永年の課題であったにもかかわらず、その検討経過についてこれまで十分に議会へ報告されず突如提案された感は否めないという事実は重く受け止めるべきです。

また、審議での理事者の答弁は、正確なデータがない中でのものであり、あくまでこれから検討していくことが前提であるため、現段階ではどれも確実な担保があるとは言いきれないものです。市長はこれまで「くらしに安心、まちに活力、未来に責任」をモットーに市政運営をされてきましたが、今回の市税条例改正後の対応については、まさに「未来に責任」が取れるかどうか問われている案件だと言えます。すべてはこれからの取組如何です。それ故に自民・公明・民主市民フォーラム3会派共同の付帯決議については重く受け止め、未来に責任を持つ覚悟をもって必ず実行していただきたいことを申し述べ賛成討論といたします。